

福井県報

第 384 号
令 和 8 年
1 月 20 日(火)
火 曜 日 発 行

○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	1 1
公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の公示（6・交通指導課）	1 2
收用委員会公告	
○土地收用法施行令に基づく公示送達	1 2

— 目 次 —

告 示

○指定公金事務取扱者の指定（7～10・交通まちづくり課）	2
○有害な興行の指定（11・県民安全課）	2
○生活保護法等の規定による指定介護機関の指定（12・地域福祉課）	3
○生活保護法等の規定による指定介護機関の変更（13・同）	3
○維持管理事業の施行申請の適当の決定および関係書類の縦覧について（14・農村振興課）	3
○維持管理事業の計画変更の適当の決定および関係書類の縦覧について（15、16・同）	4
○土地改良区の設立の認可（17・農村振興課）	4
○越前地域森林計画の樹立および若狭地域森林計画の変更（18・森づくり課）	4
○保安林の指定施業要件の変更の予定（19～23・同）	4
○保安林の指定の予定（24・同）	7
○土地改良区の定款変更（25・坂井農林総合事務所）	7
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定辞退による指定取り消し（26・建築住宅課）	7

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（DX推進課）	7
○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開拓課）	7
○大規模小売店舗立地法の規定による意見（2件・同）	8
○福井県すいせんの里における指定管理者の公示（園芸振興課）	10
○福井県乳製品加工体験等施設における指定管理者の公示（中山間農業・畜産課）	10
○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（2件・森づくり課）	10
○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（同）	11
○公共測量の終了（3件・土木管理課）	11

告 示

福井県告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「交通事業者等への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社日本旅行TiS福井支店
福井県福井市中央1-1-25 CURU-F福井駅
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
「交通事業者等への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年12月16日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年12月25日

福井県告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「トラック事業者への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
一般社団法人福井県トラック協会
福井県福井市別所町第17号18番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
「トラック事業者への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年12月19日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年12月25日

福井県告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「タク

シー事業者への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
一般社団法人福井県タクシー協会
福井県福井市西谷1丁目1401番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
「タクシー事業者への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年12月19日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年12月25日

福井県告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、「タクシー事業者への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
福井県個人タクシー協同組合
福井県福井市春日2丁目6-25
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
「タクシー事業者への燃料価格高騰対策支援金」にかかる支援金給付業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年12月19日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和7年12月25日

福井県告示第11号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助

長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和8年1月7日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	SEBASTIAN セバスチャン (原題) SEBASTIAN	リアリーライクフィルムズ (イギリス、フィンランド、 ベルギー)

福井県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請(開設)者	指定年月日
1841740549	(介護予防)居宅療養管理指導	クスリのアオキ三国薬局	福井県坂井市三国町覚善 第2号31番地1	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲	令和7年7月1日

福井県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

指定介護機関番号	サービスの種類	変更事項	旧	新	名称	変更年月日
1840340861	(介護予防)居宅療養管理指導	管理者	山本 周平	藤井 雅之	なのはな薬局	令和7年12月5日

福井県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、足羽文殊土地改良区の新たな事業（維持管理事業）の施行を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書および定款の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年1月20日から令和8年2月18日まで

3 縦覧に供する場所

福井市農林水産部農村整備課

福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、足羽川堰堤土地改良区連合の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同法第84条において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年1月20日から令和8年2月18日まで

3 縦覧に供する場所

福井市農林水産部農村整備課

福井市農林水産部農村整備課ホームページ

福井県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、小浜府中土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この処分について異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告としてこの処分の取消の訴えを提起することができる。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年1月20日から令和8年2月18日まで

3 縦覧に供する場所

小浜市経済産業部農林水産課

小浜市経済産業部農林水産課ホームページ

福井県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 設立した土地改良区の名称

小浜中名田土地改良区

福井県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により越前地域森林計画を樹立し、同条第5項の規定により若狭地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画書は、福井県庁ウェブサイト上への掲載により、公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井県告示第19号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あわら市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第20号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
　　経ヶ岳（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (二) 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- (三) 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
　　湯上（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第21号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南条郡南越前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養
(三) 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は定めない。 イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南条郡南越前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(三) 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をできる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第22号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町牛ヶ島4字勢戸沼77の1、77の2、77の5、77の6、79の3
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 丸岡町牛ヶ島4字勢戸沼79の3（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第23号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町八ツ口9字奥出塙内19の1、19の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丸岡町八ツ口9字奥出塙内19の1
(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第24号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 保安林予定森林の所在場所

福井市茱崎町4字上之堂2の1、2の2、3の1から3の3まで、6から10まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

土地改良区の名称	認可年月日
春江町土地改良区	令和8年1月8日

福井県告示第26号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第70条第2項の規定により指定を取り消したので、同法第70条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所

特定非営利活動法人まちかど保健室you

福井市西学園2丁目310

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量

福井県統合宛名管理システム保守運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県未来創造部DX推進課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年12月15日

4 随意契約の相手方の名称および住所

株式会社NTTデータ北陸

石川県金沢市広岡3丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

37,613,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることにした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー鯖江北野店

鯖江市北野町11字好挾23 ほか11筆

2 変更した事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設① 20. 25 m³

(変更後)

廃棄物保管施設① 20. 25 m³

廃棄物保管施設② 4. 8 m³

合計 25. 05 m³

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設①

午前8時から午後3時まで

荷さばき施設②

午前6時から午前8時まで

(変更後)

荷さばき施設①

午前8時から午後8時まで

荷さばき施設②

午前6時から午後8時まで

3 変更した年月日

令和7年12月17日

4 変更した理由

ゲンキーの売場を縮小した区画にダイソーが出店することに伴い、廃棄物保管施設の位置変更、並びに営業時間等の店舗の運用方法を変更するため。

5 届出のあった日

令和7年12月16日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業交流部交通・にぎわい創出課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ゲンキー高木店

福井市高木中央3丁目2005 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

坂井市丸岡町下久米田38字33番

3 聽取した意見の概要

福井市

- 空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼動や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼動する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所を避けるなどの配慮をすること。
- 早朝及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業を避けること。
- 店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。
- 当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25 kW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。
- 福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

【規制基準値（第2種区域）】

朝（AM6：00～AM8：00）：50 dB

昼（AM8：00～PM7：00）：60 dB

夕（PM7：00～PM10：00）：50 dB

夜（PM10：00～AM6：00）：45 dB

- 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するように工事業者へ伝えること。

- ・新たに自動車等の乗り入れを築造、または既存の乗り入れを改修しようとする場合は、計画段階で必ず相談すること。
- ・看板等の屋外広告物を設置する場合は、計画段階で必ず相談すること。
- ・景観法に基づく建築物等の新築等に関する届出の対象となる建築物のため、行為の着手30日前までに景観計画区域内における行為の届出書を提出すること。
- ・届出対象規模の屋外広告物を設置する場合は、行為の着手30日前までに福井市景観条例にかかる届出を提出すること。（屋外広告物の表示（設置）許可申請とは別の届出となる。）
- ・駐車場の整備においては、駐車場法令に定める基準等を確認し計画を進めること。

4 聽取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井市手寄1丁目4番1号
AOSSA5階
福井市商工労働部商工労政課

5 聽取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日を除く）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市及び小浜市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 大規模小売店舗の名称および所在地

- (1) 県民せいきょうハーツ羽水店
福井市木田3丁目2802番地
- (2) ハーツ学園店
福井市学園2丁目907番 外21筆
- (3) ハーツ志比口店
福井市志比口2丁目1106番 外31筆
- (4) ハーツ恐竜 福井駅東店
福井市日之出3丁目505番
- (5) ハーツタウンわかさ
小浜市遠敷9丁目501番 外20筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代

表者の氏名

(1)

- ① 福井県民生活協同組合
代表理事 檜原 弘樹
福井市開発5丁目1603番地
- ② 株式会社秋吉グループ本部
代表取締役 島川 勝典
福井市下河北町第5号30番地

(2)～(5)

- 福井県民生活協同組合
代表理事 檜原 弘樹
福井市開発5丁目1603番地

3 聽取した意見の概要

福井市

- ・環境関係法令にかかる「氏名等変更届出書」を提出すること。
(県民せいきょうハーツ羽水店、ハーツ学園店、ハーツ志比口店、ハーツ恐竜 福井駅東店)
- ・本市と福井県民生活協同組合とは、防災・福祉・介護・地域包括連携の推進等、多岐にわたる分野において連携、協力体制の実績があり、特に、高齢化が進む本市においては、同組合が提供する生活支援サービスや配食事業、見守り活動などが地域住民の暮らしを支える重要な役割を果たしており、相互の連携は不可欠なものとなっている。

また、災害時には生活物資等の供給協力など、防災協定に基づいた協力体制が構築されるなど、市民の安全安心の確保にも大きく寄与されている。

こうした中、このたびの代表理事の変更後においても、同組合の方針や地域連携について、引き続きの協定履行や地域課題への協力体制を継続していただくようお願いする。

（ハーツタウンわかさ）

4 聽取した意見の縦覧場所

- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井市手寄1丁目4番1号
AOSSA5階
福井市商工労働部商工労政課
(県民せいきょうハーツ羽水店、ハーツ学園店、ハーツ志比口店、ハーツ恐竜 福井駅東店)

(3) 小浜市大手町6番3号
小浜市経済産業部商工振興課
(ハーツタウンわかさ)

(4) 小浜市遠敷1丁目101
若狭合同庁舎内
若狭会計室
(ハーツタウンわかさ)

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間
公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日を除く）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県すいせんの里の設置および管理に関する条例（平成4年福井県条例第4号）第5条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第6条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県すいせんの里

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

丹生郡越前町西田中第13号5番地1

越前町

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および福井県乳製品加工体験等施設の設置および管理に関する条例（平成13年福井県条例第52号）第6条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県乳製品加工体験等施設

2 指定管理者となる団体の所在地および名称

大野市天神町1番1号

大野市

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 所在の不明な者の氏名

上馬茂子

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月5日農林水産省告示第1660号による。

3 揭示場所

福井県庁およびおおい町役場

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 所在の不明な者の氏名

上田弥市、熊谷義則、酒井甚太郎、杉田義雄、多賀外吉、多賀八兵衛、前田重利、田重左衛門、前田忠、村口祐一郎、山形勝次郎、山形三蔵、山口浩一郎、山田善博、吉田重信、上田治右工門、太田利右工門、岡田弥右工門、奥村長右工門、奥村弥左工門、熊谷元右工門、加堂利兵衛、酒井甚右工門、竹内儀左工門、竹内仁右工門、竹沢多左工門、竜田伊右工門、広川多兵衛、前田重右工門、前田忠右工門、三上磯右工門、三上清右工門、村口多郎兵衛、安川甚兵衛、山口半助、山下武右工門、山田善右工門、山本茂右工門、吉田卯右工門、吉田助右工門、吉田清兵衛、吉田長兵衛、竹沢多右工門、山岸勉

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月5日農林水産省告示第1664号による。

3 揭示場所

福井県庁およびあわら市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 所在の不分明な者の氏名

松平恭子、松平昌隆

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月18日福井県告示第446号による。

3 掲示場所

福井県庁および坂井市役所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和7年12月11日に勝山市より公共測量の実施についての通知があるので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 測量計画機関の名称

勝山市

2 作業の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

3 作業の期間

令和7年12月22日から令和8年3月13日まで

4 作業の地域

勝山市 一円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年12月19日におおい町より公共測量の終了についての通知があるので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 測量計画機関の名称

おおい町

2 作業の種類

公共測量（航空写真撮影）

3 作業の期間

令和7年6月1日から令和7年12月19日まで

4 作業の地域

おおい町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年12月8日に小浜市より公共測量の終了についての通知があるので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 測量計画機関の名称

小浜市

2 作業の種類

公共測量（航空写真撮影）

3 作業の期間

令和7年6月1日から令和7年12月19日まで

4 作業の地域

小浜市地番図整備範囲

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月20日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

福井都市計画道路

(2) 名称

3・4・65号高木灯明寺線

2 縦覧場所

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

1 講習の期日、場所および受講定員

（1）期日

ア 講習

令和8年2月24日（火）および令和8年2月25日（水）

イ 修了考查

令和8年3月6日（金）

（2）場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部

（3）受講定員

15名（受講定員を超えた申込みがあった場合は先着順とする。）

2 受講手続に関する事項

（1）受講の申込み期間

ア 受付期間

令和8年1月20日（火）から令和8年1月30日（金）まで（来庁の場合は土曜日および日曜日を除く。）。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送による申込みは、令和8年1月30日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

（2）受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを申込書の写真欄に貼り付けること。）1枚

ウ 講習手数料20,000円（福井県手数料納付システムを利用し納付すること。）

）

なお、納付された講習手数料は、返還しない。

（3）申込書の提出先および提出方法

ア 提出先

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

申込書は、受講者またはその代理人がアの提出先に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留で送付すること。

3 その他講習の実施に関する必要な事項

（1）講習の資格要件

講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

（2）講習に関する問合せ等

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部交通部交通指導課

電話 0776-22-2880

内線 5151、5144

収用委員会公告

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、福井県土木部土木管理課に保管し、送達を受けるべき者につつても交付する。受領しないときは、令和8年2月9日をもってその送達があつたものとみなされる。

令和8年1月20日

福井県収用委員会

1 事件名

一級河川九頭竜川水系足羽川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事

2 送達すべき書類の名称

令和7年12月8日付け福井収第34号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

住所 325 VALLEJO ST, CROCKETT, CA 94525, USA

氏名 服部 悅子